

岐阜まごのて通信

冬・新年号

2026年1月

No.4



～高齢者、障がい者の消費者トラブルの未然防止と早期発見のために～

相談事例集



携帯会社の勧誘に注意

携帯電話やインターネットが普及し、私たちの生活はかなり便利になりました。一方で契約内容も多様化・複雑化しており、思わぬトラブルに巻き込まれることも少なくありません。

▼「利用料が安くなる新サービスです」と電話がかかってきたので、長年契約している大手電話会社の新プランだと思い、言われるまま契約した。届いた契約書面を見たら、大手電話会社とは別会社の回線契約であることが分かった。解約したい。(60代・男性)

▼高齢の親が「インターネットをしないならアナログ電話に戻すと料金が安くなる」と言われて契約した。しかし、手数料や内容の分からぬオプションサービスが付いていて、結果的に前より高額になった。(40代・男性)

▼携帯ショップで、通信会社を乗り換えるとスマートフォンが1円で手に入ると勧誘され、お得だと思って契約した。これまでガラケーでネットもしたことがなかったのにWi-Fiも同時に契約させられた。WiFiは必要なかった。(30代・女性)

«ひとこと助言»

勧誘を受けた際は、必ず契約先の事業者名、サービス名、料金などの契約内容を確認しましょう。

「安くなる」などと言われても、他のサービスとのセット契約でかえって高額になったり、解約に際して違約金を請求されたりするケースもあります。

現在の契約内容を理解した上で違約金も含めて比較検討しましょう。

契約後はすぐに契約書面を確認しましょう。契約後でも一定期間内であれば無条件で解除できる場合があります。





【国民生活センターのLINE公式アカウント登録】

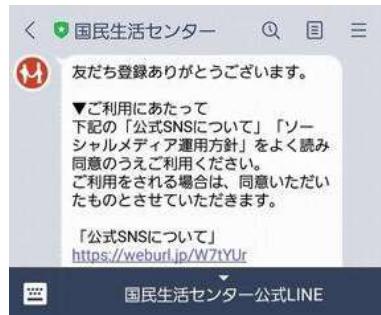
【見守り新鮮情報】がLINEアプリで届きます！



消費生活相談などで多い身近な消費者トラブルの実例や、注意喚起のメッセージなどを受け取れるようになります。

スマートフォンなどでLINEアプリをインストールした後、右のQRコードを読み取り、「友だち」登録してください。

>>>>>>



【ニセ警察詐欺に注意！】

ちょっと待って！その警察官、ホンモノですか…？



ニセ警察詐欺に注意！

- ◆ 警察がSNSで連絡をすることはありません。
- ◆ 警察が警察手帳や逮捕状などの画像を送ることはできません。
- ◆ 警察が逮捕すると言って金銭を要求することはできません。

自宅の固定電話や携帯電話あてに、警察官を名乗り
 ● 「あなたの口座が犯罪に使われている」
 ● 「あなたの携帯電話が不正に契約された」
 などと様々な理由をつけて、「資産を保護する」、「口座を調査する」などといって、現金をだましとったり、振り込ませたりする詐欺の手口が増加しています。

警察官役の犯人は、「あなたは逮捕される」などと不安を煽ったり、偽の警察手帳や逮捕状を見せてくるケースもあります。

電話会社や総務省等を名乗り、「携帯電話の未納料金がある」などといった後に、警察官役に交代するケースや、SNS・ビデオ通話での連絡に移行するケースもあるので、注意が必要です。

※詳細は、警察庁 特殊詐欺対策ページを参照ください▶▶▶

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/new-topics/241218/02.html>

岐阜県の消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話、または面接で受け付けています。

岐阜県の消費生活相談窓口（年末年始・祝日を除きます）

区分	住所	電話番号	相談受付日時
県民生活相談センター	岐阜市薮田南5-14-53 OKB ふれあい会館1棟5階	058-277-1003	月～金 8:30～17:00 対面相談は要事前予約 土 9:00～17:00(電話のみ)
可茂県事務所	美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎3階	0574-25-3111 (内線 212)	月・火・木・金 8:30～12:00 13:00～16:30
飛騨県事務所	高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎 2階	0577-33-1111 (内線 430)	月・火・木・金 8:30～12:00 13:00～16:45

消費者ホットライン：五（局番なし）188番（いやや！）

※188番は、お近くの市町村または県の相談窓口につながります。